

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和元年6月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条により環境省令で定めることとされている有害物質ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により定めている。
- 平成十三年に、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）により同省令を改正し、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加し、それらの一般排水基準を設定した（平成13年7月1日施行）。
- その際、附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40業種）に対し、3年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した（平成16年6月30日まで）。その後、平成16年7月、平成19年7月、平成22年7月、平成25年7月及び平成28年7月に同附則を改正し、暫定排水基準の見直しを行っており、現在は、12業種について暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和元年6月30日を以て適用期限を迎えることから、当該12業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、11業種について、引き続き3年間の期限に暫定排水基準を設定（うわ薬製造業のほう素及びふっ素、貴金属製造・再生業のほう素に係る暫定排水基準については、一般排水基準へ移行）することとした（令和元年5月8日中央環境審議会水環境部会）。

2. 改正内容

- 平成16年、平成19年、平成22年、平成25年及び平成28年の改正と同様に、上記の排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の附則別表を改正し、業種及び対象物質ごとに、現行の暫定排水基準の廃止又は令和元年7月以降の暫定排水基準の延長及び強化（令和4年6月30日まで）の措置を定めるものである。

3. 今後の予定

施行日：令和元年7月1日

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

業種	制限等	現行(H28.7.1～R1.6.30)→見直し案(R1.7.1～R4.6.30)			
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)	
		一般排水基準: 10(海域は230)	一般排水基準: 8(海域は15)	一般排水基準: 100	
温泉	自然湧出		50 → 50		
	自然湧出以外	500 → 500	30 → 30		
	昭和49年以降湧出で 50m ³ /日以上		15 → 15		
畜産	畜産農業			600 → 500	
工業	うわ薬製造業	うわ薬瓦の製造の用に 供するもの	140 → 一般		
		ほうろううわ薬製造業	40 → 一般	12 → 一般	
	ほうろう鉄器製造業		40 → 40	12 → 12	
	金属鋳業		100 → 100		
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	30 → 30	40 → 40	
		日排水量50m ³ 以上		15 → 15	
	貴金属製造・再生業		40 → 一般		2,900 → 2,800
	酸化コバルト製造業				160 → 120
	ジルコニウム化合物製造業				700 → 600
	モリブデン化合物製造業				1,500 → 1,400
バナジウム化合物製造業				1,650 → 1,650	
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れている もので一定のもの	50 → 50		
		モリブデン、ジルコニウム 化合物製造業排水を受け 入れているもの			130 → 130

暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用